

- 別紙2「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正についての訂正について

(今回変更点は下線部)

No.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P. 8 18行目 (改正前)	<p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第2条第16号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十四</u>を参照されたい。</p>	<p>(3) 多機能型事業所について</p> <p>基準第2条第16号に規定する多機能型による事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十五</u>を参照されたい。</p>
2	P. 8 18行目 (改正後)	<p>(3) <u>多機能型事業所について</u></p> <p><u>基準第2条第17号に規定する多機能型による事業所</u>（以下「多機能型事業所」という。）に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。なお、多機能型事業所に係る具体的な取扱いについては、<u>第十六</u>を参照されたい。</p>	(3) <u>(略)</u>
3	P.27 20行目 (改正前)	<p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提</p>	<p>c ①のアのa、b又はcに基づき、6人以上のサービス提供責任者を配置しなければならない事業所であって、常勤換算方法によることとする事業所については、①のアのa、b又はcに基づき算出されるサービス提供責任者の数に2を乗じて3で除して得られた数（一の位に切り上げた数）以上の常勤のサービス提</p>

	<p>供責任者を配置するものとする。</p> <p>従って、具体例を示すと別表4、6及び7に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p>	<p>供責任者を配置するものとする。</p> <p>従って、具体例を示すと別表4から6までに示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p> <p>サービス提供責任者については、(2)の②のアからオまでのうちいずれかに該当する従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任すること。</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。<u>第三の1の(7)②アを除き、</u>以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p>
--	---	--

		以下、今回省略	以下、今回省略
4	P. 33 14 行目 (改正後)	<p>③ <u>移動支援事業との兼務について</u> <u>サービス提供責任者は、(2)の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第26項に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</u> <u>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業者に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて(2)の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</u> <u>なお、指定同行援護事業者又は指定行動援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</u> <u>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイの a 又は b（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</u></p>	<p>③ <u>(略)</u></p>
5	P. 54 24 行目 (改正後)	<p>(3) 準用（基準第43条の4） <u>指定居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準のうち、基準第4条（第3項及び第4項を除く。）、第5条第2項及び第3項、第6条から第42条までについては、共生型居</u></p>	<p>(3) 準用（基準第43条の4） <u>指定居宅介護の人員、設備及び運営に関する基準のうち、基準第4条（第3項及び第4項を除く。）、5条第2項及び第6条から第42条までについては、共生型居宅介護及び</u></p>

		宅介護及び共生型重度訪問介護に準用されるものであることから、1の（1）から（29）（共生型重度訪問介護については（3）の④を除く。）までを参照されたい。	共生型重度訪問介護に準用されることから、1の（1）から（29）（共生型重度訪問介護については（3）の④を除く。）までを参照されたい。
6	P.55 17行目 (改正後)	<p>(5) 共生型サービスと称することについて</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの ・ 障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの <p>についても「共生型サービス」と称することができるこ</p> <p>と。</p>	<p>(5) 共生型サービスと称することについて</p> <p>地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険の認知症対応型共同生活介護）の両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの ・ 障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たして両方の指定を受け一体的にサービス提供しているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、<u>障害福祉介護保険</u>の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているもの <p>についても「共生型サービス」と称することができるこ</p> <p>と。</p>
7	P.78 4行目 (改正前)	<p>(24) 準用（基準第76条）</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）及び（24）から（27）までを参照されたい。</p>	<p>(24) 準用（基準第76条）</p> <p>基準第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、<u>第19条</u>、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定は指定療養介護の事業について準用されるものであることから、第三の3の（1）、（3）（②を除く。）、（4）、（6）、（7）、（10）及び（24）から（27）までを参照されたい。</p>
8	P.93 9行目 (改正後)	<p>(2) 準用（基準第93条の5）</p> <p>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17</p>	<p>(2) 準用（基準第93条の5）</p> <p>① 基準第93条の5の規定により、基準第9条から第17</p>

	<p>条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 77 条、第 79 条及び前節（第 93 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、<u>第三</u>の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、<u>第四</u>の 2、<u>第四</u>の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、<u>第五</u>の 3 ((11)を除く)を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第 10 条については、第五の 3 の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第 58 条</u>で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>	<p>条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 77 条、第 79 条及び前節（第 93 条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、<u>第三</u>の 3 の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、<u>第四</u>の 2、<u>第四</u>の 3 の(6)から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、<u>第五</u>の 3 ((11)を除く)を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第 10 条については、第五の 3 の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第 58 条</u>で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するよう努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>
9	<p>P. 95 20 行目 (改正前)</p> <p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条） 基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (1) 基準該当生活介護の基準（基準第 94 条） 基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事</p>

	<p>業者（<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「<u>指定居宅サービス等基準</u>」という。）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>（<u>指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準</u>」という。）第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。）が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、<u>指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「<u>指定通所介護等</u>」という。）</u>を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。）</u>の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（基準第 94 条第 2 号）</u></p>	<p>業者が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（基準第 94 条第 2 号）</p>
--	---	--

	<p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条第 3 号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支</p>	<p>② 指定通所介護事業所の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者は指定通所介護事業所の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第 94 条第 3 号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支</p>
--	---	---

	<p>能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス</u>若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサ</p>	<p>能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサ</p>
--	---	--

	<p>サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。(基準第 94 条の 2 第 2 号)</u></p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。(基準第 94 条の 2 第 3 号)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護と</p>	<p>サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人)までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。(基準第 94 条の 2 第 2 号)</u></p> <p>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人 イ 登録定員が 28 人の場合、17 人 ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人</p> <p>③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。(基準第 94 条の 2 第 3 号)</p> <p>④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護と</p>
--	---	--

	<p>みなされる通いサービス、<u>第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス</u>若しくは<u>第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス</u>又は指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上</p>	<p>みなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は<u>特区省令第4条第1項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービス</u>を受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上</p>
--	---	---

	<p>で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第 94 条の 2 第 5 号)</p> <p>(3) 準用 (基準第 95 条)</p> <p>基準第 82 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の 3 の(1) (第三の 3 の(11) の①を参照する部分を除く。) を参照されたい。</p>	<p>で、必要な技術的支援を受けていること。(基準第 94 条の 2 第 5 号)</p> <p>(3) 準用 (基準第 95 条)</p> <p>基準第 82 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の 3 の(1) (第三の 3 の(11) の①を参照する部分を除く。) を参照されたい。</p>
10	<p>P. 95 20 行目 (改正後)</p> <p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (1) 基準該当生活介護の基準 (基準第 94 条)</p> <p>基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第 20 条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供した場合をいうものであり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、</p>	<p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (略)</p>

	<p>次のとおりであること。</p> <p>① 指定通所介護事業所（<u>指定居宅サービス等基準第 93 条</u>第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業所</u>（<u>指定地域密着型サービス基準第 20 条</u>に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」といふ。）の食堂及び機能訓練室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 平方メートル以上であること。（基準第 94 条第 2 号）</p> <p>② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。なお、<u>指定通所介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」</u>（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に、「<u>サービス管理責任者研修事業の実施について</u>」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施される「<u>サービス管理責任者研修</u>」（介護分野）及び「<u>相談支援従事者研修事業の実施について</u>」（平成 18 年 4 月 21 日障発第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健</p>
--	--

	<p>福祉部長通知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」のうち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定める内容のみを行う研修（以下「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」という。）の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条第3号）</p> <p>③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条第4号）</p> <p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第94条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（以下</p>
--	---

「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみなすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」といふ。）の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」といふ。）第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、29人（サ

	<p><u>テライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 7 項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」をいう。以下同じ。）にあっては、18 人）以下とすること。（基準第 94 条の 2 第 1 号）</u></p> <p><u>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を 1 日当たりの上限とし、登録定員の 2 分の 1 から 15 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12 人）までの範囲内とすること。ただし、登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおりであること。（基準第 94 条の 2 第 2 号）</u></p> <p><u>ア 登録定員が 26 人又は 27 人の場合、16 人</u></p> <p><u>イ 登録定員が 28 人の場合、17 人</u></p>
--	---

ウ 登録定員が 29 人の場合、18 人

③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適當な広さを有すること。（基準第 94 条の 2 第 3 号）

④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、第 94 条の 2 の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 6 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 12 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サービス管理責任者研修」（介護分野）及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実

		<p><u>施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生活介護計画を作成することが望ましい。（基準第94条の2第4号）</u></p> <p>⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。（基準第94条の2第5号）</p> <p><u>(3) 準用（基準第95条）</u></p> <p><u>基準第82条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業に準用されるものであることから、第五の3の（1）（第三の3の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</u></p>	
11	P.113 12行目 (改正後)	<p>(2) 準用（基準第125条の4）</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、(24)から(29)まで、第四の1の(7)、第四の3の(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)、(22)、第五の3の(6)、(9)、(10)、第六の4 ((7)、(8)を除く)を参照されたいこと。</p>	<p>(2) 準用（基準第125条の4）</p> <p>基準第125条の4の規定により、基準第9条、第11条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第29条、第36条から第42条まで、第51条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第87条、第90条から第92条まで、第114条及び前節（第124条及び第125条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18)、(24)から(29)まで、第四の1の(7)、第四の3の(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)、(22)、第五の3の(6)、(9)、(10)、第六の4 ((7)、(8)を除く)を参照されたいこと。</p>

		<p>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</p>	<p>なお、基準第123条第3号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</p> <p>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</p>
12	P.114 9行目 (改正後)	(3) その他の共生型サービスについて 生活介護と同様であるので、第五の4の(3)を参照されたい。	(3) その他の共生型サービスについて 生活介護と同様であるので、第5の4の(5)を参照されたい。
13	P.114 12行目 (改正前)	<p><u>5 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94</p>	<p><u>5 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2）</p> <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94</p>

	<p>条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、<u>第 163 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第 172 条の 2 の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス<u>又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</u></p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）までの範囲内とすること。</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m^2 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者</p>	<p>条の 2 の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第 71 条の 4 において準用する指定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス<u>又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス</u>を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供すること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6 人）までの範囲内とすること</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m^2 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者</p>
--	--	---

	<p>及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第125条の3）</p> <p>第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>	<p>及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第125条の3）</p> <p>第120条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>
P.114 12行目 (改正後)	<p>6 基準該当障害福祉サービスの基準</p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の5）</u></p> <p><u>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第163条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第172条の2の規定に基づき基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基</u></p>	<p>6 基準該当障害福祉サービスの基準</p>

	<p><u>準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</u></p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人）までの範囲内とすること。</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m^2 以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p><u>(2) 準用 (第 125 条の 6)</u></p> <p>第 120 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>		
15	P. 131 8 行目 (改正前)	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2）	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2）

		<p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の(2)を参照されたい。この場合において「第五の4の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>	<p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の(1)を参照されたい。この場合において「第五の4の(1)の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>
16	P.131 8行目 (改正後)	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の(2)を参照されたい。この場合において第五の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>	<p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第163条の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の(1)を参照されたい。この場合において第五の5の(1)の②の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p>
17	P.139 16行目 (改正後)	<p>(2) 準用（第171条の4）</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び第171条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(8)まで（(3)の②を除く。）、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで（(7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)から(19)まで及び(21)、(22)並びに第五の</p>	<p>(2) 準用（第171条の4）</p> <p>① 基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び171条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の(1)、(3)から(8)まで（(3)の②を除く。）、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の1の(7)、3の(6)から(9)まで（(7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)から(19)まで及び(21)、(22)並びに第五の</p>

		<p>3の（4）の2から（10）まで並びに第八の3の（2）及び（3）並びに第九の3の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第58条</u>で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>	<p>3の（4）の2から（10）まで並びに第八の3の（2）及び（3）並びに第九の3の（1）から（3）まで（（2）の③を除く。）を参照されたいこと。</p> <p>② ①により準用される第10条については、第五の3の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ ①により準用される<u>基準第58条</u>で定める自立訓練（生活訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</p>
18	P.141 18行目 (改正前)	<p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の（2）を参照されたい。この場合において第五の4の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「<u>地域生活（知的・精神）分野</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の4の（2）を参照されたい。この場合において第五の4の（2）の④の「介護分野」とあるのは、「<u>地域生活（身体）分野</u>」と読み替えるものとする。</p>
19	P.141 18行目 (改正後)	<p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の（2）を参照</p>	<p>（2）指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2）</p> <p>生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、第五の5の（2）を参照</p>

		されたい。この場合において第五の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「 <u>地域生活（知的・精神）分野</u> 」と読み替えるものとする。	されたい。この場合において第五の5の(2)の④の「介護分野」とあるのは、「 <u>地域生活（身体）分野</u> 」と読み替えるものとする。
20	P.147 22行目 (改正前)	<p>(5) 準用 (基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(5) 準用 (基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73から第75条まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。</p>
21	P.147 22行目 (改正後)	<p>(8) 準用 (基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条</p>	<p>(8) 準用 (基準第184条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73から第75条ま</p>

	<p>まで、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>で、第84条から第92条まで、第159条、第160条及び第170条の2の規定は、就労移行支援の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第九の3の(3)を参照されたい。</p>
22	<p>P.157 1行目 (改正前)</p> <p>(10) 準用（基準第197条） ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(7)まで、(9)及び(10)並びに第八の</p>	<p>(10) 準用（基準第197条） ① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(5)から(7)まで、(9)及び(10)並びに第八の</p>

		3の（1）及び（2）を参照されたい。 <u>この場合において第八の3の（2）の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	3の（1）及び（2）を参照されたい。
23	P.157 1行目 (改正後)	<p>(10) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（24）及び（26）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）及び（2）並びに第十の3の（1）及び（7）を参照されたい。<u>この場合において第八の3の（2）の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>(10) 準用（基準第197条）</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第86条から第88条まで、第90条から第92条まで、第159条及び第160条の規定は、就労継続支援A型の事業に準用されることから、第三の3の（1）、（4）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（24）及び（26）から（28）まで並びに第四の3の（6）から（9）まで、（15）、（17）、（19）及び（21）から（23）まで並びに第五の3の（5）から（7）まで、（9）及び（10）並びに第八の3の（1）及び（2）並びに第十の3の（1）及び（7）を参照されたい。</p>
24	P.158 24行目	(2) 準用（基準第202条）	(2) 準用（基準第202条）

	(改正前)	<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されることから、第三の3の(1)、(3)から(7)まで((3)の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十一の3の(4)から(6)までを参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されたい。</p>
25	P.158 24行目 (改正後)	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されるこ</p>	<p>(2) 準用 (基準第202条)</p> <p>① 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第84条、第86条から第92条まで、第159条、第160条及び第193条から第195条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業に準用されるこ</p>

		<p>とから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照されたい。<u>この場合において第八の3の(2)の②の「2以上の生活支援員」とあるのは、「2以上の職業指導員及び生活支援員」と、「常時1人以上の常勤の生活支援員」とあるのは、「常時1人以上の常勤の職業指導員又は生活支援員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>とから、第三の3の(1)、(4)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)及び(26)から(28)まで並びに第四の3の(6)から(9)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(3)及び(5)から(10)まで並びに第八の3の(1)及び(2)並びに第十の3の(1)及び(7)並びに第十一の3の(5)から(7)までを参照されたい。</p>
26	P.163 3行目 (改正後)	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと</p>	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続的して営むことができるよう必要な支援を行うこと</p>
27	P.167 6行目 (改正後)	<p>④ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>	<p>④ その他運営に関する重要事項（第8号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>
28	P.177 19行目	<p>ア 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確</p>	<p>ア (略)</p>

	(改正後)	保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「 <u>地域生活支援事業等</u> の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙1「 <u>地域生活支援事業実施要綱</u> 」の別記11の(5)イの(イ)のコーディネート事業又はこれらに準ずるものを見定めることとする。	
29	P.187 20行目 (改正後)	<p><u>(8) 勤務体制の確保等 (基準第212条)</u></p> <p><u>① 従業者の勤務体制</u></p> <p><u>利用者に対する適切な指定共同生活援助の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。</u></p> <p><u>また、基準第212条第2項は、指定共同生活援助の利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮すべきこととしたものである。</u></p> <p><u>② 生活支援員の業務の外部委託</u></p> <p><u>同条第3項は、指定共同生活援助事業者は原則として、指定共同生活援助事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならないが、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令</u></p>	

を確実に行うことができる場合は、指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。）に委託することができることを定めたものである。この場合において、受託者が、受託した業務の全部又は一部を再委託することは認められない。なお、警備等の指定共同生活援助に含まれない業務については、同条の規定は適用されない。

同条第4項の規定は、当該委託を行う指定共同生活援助事業者（以下「委託者」という。）は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、その業務の実施状況を定期的に確認、記録しなければならないことを定めたものである。指定共同生活援助事業者は、同条の規定による業務の実施状況の確認、記録を行うため、当該委託に係る契約を締結するに当たって、次に掲げる事項を文書により取り決めておくとともに、イ（I）及び（III）の確認の結果を記録しなければならない。

ア 委託に係る業務（以下②において「委託業務」という。）の範囲

イ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

（I）受託者の従業者により、当該委託業務が基準第十六章第四節の運営に関する基準に従って、適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨

（II）委託者が当該委託業務に関し、受託者に対し、指示を行い得る旨。なお、当該指示については、文書により行わなければならないこと。

	<p>(III) 委託者が当該委託業務に関し、改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう（II）の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨</p> <p>(IV) 受託者が実施した当該委託業務により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在</p> <p>(V) その他当該委託業務の適切な実施を確保するため必要な事項</p> <p>③ 研修への参加</p> <p>同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。</p>	
30	<p>P. 197 16行目 (改正後)</p> <p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第213条の17）</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名</p>	<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>① 内容及び手続きの説明及び同意（基準第213条の17）</p> <p>（略）</p>

称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。

なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

ア 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容

ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日

オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

P.202 18行目 (改正後)	<p>⑥ 準用（基準第213条の22）</p> <p><u>基準第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第53条の2、第58条、第60条、第66条、第70条、第73条から第75条まで、第88条、第90条、第92条、第170条の2、第210条の2から第210条の6まで、第211条、第211条の2及び第212条の2から第212条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用されるものであることから、第三の3の(3) (②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)、(13)、(17)及び(24)から(28)まで並びに第四の3の(2)、(7)、(9)、(15)、(19)及び(21)から(23)まで並びに第五の3の(7)及び(9)並びに第九の3の(3)並びに第十五の3の(1)から(6)まで及び(9)から(11)までを参照されたい。</u></p> <p><u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用される基準第74条については、指定共同生活援助の場合と同趣旨であるため、第十五の3の(12)を参照されたい。</u></p>	<p>⑥ 準用（基準第213条の22）</p> <p><u>(略)</u></p>
31		